

# 麻薬取扱者免許について② (麻薬管理者・麻薬施用者・その他)

東京都福祉保健局 健康安全部  
薬務課 薬事免許担当

# 目次

- 1 麻薬管理者免許証の手続きが必要なケース
- 2 麻薬施用者免許証の手続きが必要なケース
- 3 その他のケース

# 1 麻薬管理者免許証の手続きが必要なケース

(1) 新たに麻薬管理者を設置する

(2) 麻薬管理者が交代する

(2)(3)は変更前と変更後の手続きが必要

(3) 開設者が変更になる

(個人開設→法人化、親→子へ、法人→別の法人等)

(4) 診療施設が移転する

(4)仮移転する場合は、【仮移転の前後】、【本移転の前後】の手続きが必要

(5) 業務所の名称、住所表示の変更

(6) 氏名変更、自宅住所の変更 (スライド14)

# (1) 新たに麻薬管理者を設置

- 新たに開設する診療施設に麻薬施用者を2名以上設置する
- 麻薬施用者が1名の診療施設から麻薬施用者が2名以上になる
- 従たる施設の追加により、麻薬施用者が2名以上になる

## ①麻薬管理者免許申請

- 麻薬管理者免許申請書（含・診断書）
- 医師等免許証の写
- 申請手数料 4,600円
- 診療所等開設届の写(※)

(※ 新たに開設した診療施設や初めて麻薬診療施設として申請する場合は、開設届の写も必要です)

## (2) 麻薬管理者が交代

### ①交代日前に後任者の麻薬管理者免許申請

- 麻薬管理者免許申請書（含・診断書）
- 医師等免許証の写
- 申請手数料 4,600円

### ②交代日から15日以内に・・・

- 前任の麻薬管理者業務廃止届
- 前任の麻薬管理者免許証（原本）

## 手続きスケジュール (2021年)

※窓口受付の場合です。郵送申請の場合は、さらに締め切りが早まりますのでご注意ください。

窓口受付：3/22(月)※ 交付日  
(郵送申請：3/12(金)) 3/31(水) 4/1(木) 4/15(木)

管理者交代日前  
(およそ2週間前までに)

- 後任の麻薬管理者免許申請
- 麻薬管理者免許申請

↑  
管理者交代

管理者交代後15日以内に

- 前任の麻薬管理者の廃止
- 麻薬管理者業務廃止
- 麻薬の手続き (麻薬所有届等)  
(開設者変更、移転の場合)

**必ず** 交代前に申請  
してください

手続きに必要な書類は、東京都ホームページでご確認ください。

### (3) 開設者が変更になる

(個人開設→法人化、親→子へ、法人→別の法人等)

#### ①変更日前に、開設者変更後の麻薬管理者免許申請

- 麻薬管理者免許申請書 (含・診断書)
- 医師等免許証の写
- 診療所等開設届の写
- 申請手数料 4,600円

提出予定のもの。後日、保健所等の受付印があるものの写しを提出

#### ②開設者変更日から15日以内に・・・

- 開設者変更前の麻薬管理者業務廃止届
- 開設者変更前の麻薬管理者免許証 (原本)  
(・受付印のある開設届の写)

開設者が変更になるときは・・・

麻薬の手続き（麻薬所有届等）も必要です！

③開設者変更日から15日以内に・・・

■麻薬を所有していない場合

- 麻薬所有届
- 麻薬管理者の届の写（直近のもの）

50日を超えると  
不法所持となります

■麻薬を所有している場合

- 麻薬所有届
- 麻薬譲渡届（①変更後50日以内に譲渡 ②譲渡から15日以内）
- 麻薬帳簿  
（麻薬廃棄届、廃棄する麻薬・・・廃棄がある場合のみ）



## (4) 診療施設が移転する

移転前の診療施設と、移転後の診療施設は別の施設のため、  
**移転後の診療施設には、新たに麻薬管理者の申請が必要**です！

### ① 移転前に移転後の診療施設の麻薬管理者免許申請

- 麻薬管理者免許申請書（含・診断書）
- 医師等免許証の写
- 診療所等開設届の写
- 申請手数料 4,600円

提出予定のもの。後日、  
保健所等の受付印がある  
ものの写しを提出

### ② 移転後から15日以内に

- 移転前の診療施設の麻薬管理者業務廃止届
- 移転前の診療施設の麻薬管理者免許証（原本）

移転するときは・・・

麻薬の手続き（麻薬所有届等） も必要です！

③移転後15日以内に・・・

■麻薬を所有していない場合

- 麻薬所有届
- 麻薬管理者の届の写（直近のもの）

50日を超えると  
不法所持となります

■麻薬を所有している場合

- 麻薬所有届
- 麻薬譲渡届（①移転後50日以内に譲渡 ②譲渡から15日以内）
- 麻薬帳簿  
（麻薬廃棄届、廃棄する麻薬・・・廃棄がある場合のみ）

## (5) 業務所の名称、住所表示の変更

### (3)開設者変更、(4)移転ではなく

『近隣に似た診療施設があるため名称のみを変更する』

『役所から住居表示変更のお知らせが来た』

等によるものです。

### ①変更日から15日以内に・・・

- 麻薬管理者免許証記載事項変更届
- 麻薬管理者免許証（原本）
- 開設届出事項一部変更届の写

## 2 麻薬施用者免許証の手続きが必要なケース

(1) 新たに麻薬を施用 (新規申請)

(2) 氏名変更、自宅住所の変更

(3) 麻薬を施用する施設を変更・

追加・廃止する (主たる業務所、従たる施設)

(4) 診療施設の移転、名称変更

(5) 都内では麻薬を取り扱わない

# (1) 新たに麻薬を施用する（新規申請）

- 麻薬施用者免許申請書（含・診断書）
- 医師等免許証の写し
- 申請手数料 4,600円
- 診療所等開設届の写（★）

★麻薬業務所でない診療施設（麻薬管理者、施用者とも1人もいない）で新たに麻薬施用者の申請をする場合は、提出が必要です。

## (2) - ① 氏名の変更（麻薬管理者も同様）

- 麻薬施用者免許証記載事項変更届
  - 麻薬施用者免許証（原本）
  - 氏名変更がわかる書類（下記いずれか）
    - \*戸籍謄本（抄本）の原本
    - \*書換済の医師等免許証の写し
- ※帰化等の場合は上記2点とも提出

**旧姓併記が  
できます。**

## (2) - ② 自宅住所の変更（麻薬管理者も同様）

- 麻薬施用者免許証記載事項変更届
- 麻薬施用者免許証（原本）

## (3) - ① 麻薬を施用する施設の変更

(主たる業務所)

- 麻薬施用者免許証記載事項変更届
- 麻薬施用者免許証（原本）
- 診療所等開設届の写※

※麻薬業務所でない診療施設（麻薬管理者、施用者とも1人もいない）を主たる業務所とする場合は、提出が必要です。

## (3) - ② 麻薬を施用する施設の追加・廃止

- 麻薬施用者免許証記載事項変更届
- 麻薬施用者免許証（原本）

★従たる施設に麻薬管理者が設置されていない場合は、追加できません！

## (4) 診療施設の移転、名称変更

- 麻薬施用者免許証記載事項変更届
- 麻薬施用者免許証（原本）

★麻薬管理者を設置している診療施設は、麻薬管理者免許申請以後に手続きしてください。

## (5) 都内では麻薬を取り扱わない

- 麻薬施用者業務廃止届
- 麻薬施用者免許証（原本）

★既に麻薬管理者が業務廃止していて、現在、施用者が1名になっている場合は、麻薬の手続きも必要になります。

必要書類・スライド8or10



### 3 麻薬関係の手続き その他のケース

#### ●閉院する

#### ●今後業務所で全員麻薬を取り扱わない

閉院後または

麻薬を取り扱わなくなった日から15日以内に

- 麻薬管理者の業務廃止
- 麻薬施用者の業務廃止または記載事項変更
- 麻薬の手続き（所有届、譲渡届、廃棄届等）

麻薬は都内の麻薬業務所に譲渡が可能です

50日を超えて麻薬を所持していると不法所持となります

## ■ 「麻薬等取扱者のページ」

都内で麻薬等を業務上取り扱う方向けのページです。  
東京都からのお知らせ、各種手引き等を掲載しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/index.html>

**検索サイトで「東京都 麻薬取扱者」と検索してください。**

## ■ 「申請様式ダウンロードサービス」

麻薬取扱者免許関係の様式を掲載しています。

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/youshiki\\_down/m\\_menkyo/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/youshiki_down/m_menkyo/index.html)

**検索サイトで「東京都福祉保健局 申請 ダウンロード」と検索してください。**